

令和7年度 道の駅原尻の滝再整備設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

豊後大野市では、市随一の観光名所「原尻の滝」に新たな価値を生み出し、観光産業の底上げを図るため、道の駅原尻の滝滝見テラスと屋外トイレの再整備やドッグラン新設を計画している。この実施要領は、道の駅原尻の滝再整備設計業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、豊かな想像力と工夫に富んだ企画力、豊富な経験を有する者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 道の駅原尻の滝再整備設計業務委託

(2) 業務内容

道の駅原尻の滝再整備の実施設計

(別添「道の駅原尻の滝再整備設計業務委託仕様書」のとおり)

(3) 業務委託上限額

9,790千円(消費税額及び地方消費税額を含む)

(4) 業務期間

契約締結の翌日(令和7年12月中旬予定)から令和8年3月25日(水)までとする。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす単体とする。

- (1) 令和7・8年度豊後大野市建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請、及び令和7・8年度大分県建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請の手続きをおこなった者であること。いずれの申請も申請業種は「建築」のみとする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立てがなされていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続きの申立てがされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力

団員をいう。)の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者のいずれにも該当しないこと。

- (8) プロポーザルに参加する者で企画提案書等を提出できる者は、管理技術者及び建築(意匠)主任技術者以外の協力者(協力事務所)を加えることができる。ただし、この協力者は、他の参加者の協力者(協力事務所)となることはできない。

4. スケジュール

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (1) 募集・閲覧開始 | 令和7年10月23日(木) |
| (2) 現地確認可能期間 | 令和7年10月23日(木)～11月25日(火) |
| (3) 質問書受付期限 | 令和7年11月5日(水) |
| (4) 質問に対する回答期日 | 令和7年11月7日(金) |
| (5) 参加申込書の提出期限 | 令和7年11月10日(月) |
| (6) 企画提案書類の提出期限 | 令和7年11月25日(火) |
| (7) プレゼンテーション審査会 | 令和7年12月4日(木) |
| (8) 審査結果の通知 | 令和7年12月9日(火) |
| (9) 業務委託契約の締結 | 令和7年12月中旬 |

5. 参加・提案の手続き

(1) 実施要領等の配布

① 配布期間

令和7年10月23日(木)から11月25日(火)17時まで

② 配布方法

市役所商工観光推進課にて配布、または市のホームページからダウンロード

※ダウンロード可能期間は令和7年10月23日(木)から11月5日(水)17時までとする。

(2) 閲覧

本業務は道の駅原尻の滝の施設改修によるため、既存施設の平面図等の閲覧を行う。なお、4.(5)の参加申込書を提出した者のみ、PDF形式によるデータ受取ができる。

① 閲覧期間

令和7年10月23日(木)から11月25日(火)12時まで

② 閲覧場所

豊後大野市商工観光課内(豊後大野市役所4階)

③ 閲覧内容

平面図、立面図等

④ PDF受取方法

本実施要領10のメールアドレスあてに、件名を「道の駅原尻の滝再整備設計業

務委託候補者募集に係る閲覧希望」とし、令和7年11月21日（金）12時までに事業者名と閲覧を希望する資料を連絡すること。連絡を受けた場合、市は速やかに参加申込書に記載のある担当者あてに閲覧資料をPDF形式等によりメールにて送付する。

(3) 現地確認可能期間

① 実施期間

令和7年10月23日（木）から11月25日（火）12時まで

※ただし、平日の15時から17時の間とし、土、日曜日及び祝日は含まない。

② 場所（内定地）

道の駅原尻の滝 豊後大野市緒方町原尻936番地1

③ 申込方法

本実施要領10のメールアドレスあてに、件名を「道の駅原尻の滝再整備設計業務委託候補者募集に係る現地確認希望」とし、希望日の2日前までに事業者名、訪問予定時間を連絡すること。申込の受付は令和7年11月21日（金）17時までとする。

(4) 質問受付及び回答

① 質問受付

令和7年11月5日（水）17時まで

受付方法は本実施要領10のメールアドレスあてに、件名を「道の駅原尻の滝再整備設計業務委託候補者募集に係る質問」とし、質問書（別紙1）を提出すること。来庁や電話等での受付は行わない。

② 回答方法

質問に対する回答は、質問者名等を伏せた上で、質問内容と合わせ、参加申込者全員に令和7年11月7日（金）までにメールにて回答する。

(5) 参加申込書の提出

① 参加申込期限

令和7年11月10日（月）17時までに本実施要領10に記載する住所に持参または郵送（必着）のこと。

② 提出書類

ア. 参加申込書（様式1）

イ. 会社概要書（任意様式 会社概要のわかるパンフレット等）

ウ. 令和7・8年度大分県建設コンサルタント等競争入札参加資格申請（業種：建築のみ）受付票（写）

※令和7・8年度豊後大野市建設コンサルタント等競争入札参加資格者は不要。

(6) 企画提案書の提出等

① 提出期限

令和7年11月25日（火）17時までに本実施要領10に記載する住所に持参または郵送（必着）とする。

②提出書類

- ア. 企画提案提出書（様式 2）
- イ. 設計事務所の概要（様式 3）
- ウ. 設計事務所の業務実績（様式 4）
- エ. 受託した場合の管理技術者の実績等（様式 5 - 1）
- オ. 受託した場合の建築（意匠）主任技術者の実績等（様式 5 - 2）
- カ. 協力事務所の概要等（様式 6）
- キ. 受託した場合の担当チームの取組体制（様式 7）
- ク. 業務の実施方針（様式 8）
- ケ. 業務工程計画（様式 9）
- コ. 企画提案書（様式 10）
- サ. 参考見積書（任意様式）

業務にかかる経費内訳がわかるものとし、消費税額及び地方消費税額を含む。

（その他留意事項）

- ・提案は 1 者につき、1 提案のみとする。
- ・使用する通貨は日本国通貨とし、単位は計量法（平成 4 年度法律第 51 号）に定める単位とする。
- ・提出部数は 10 部とする。
- ・用紙サイズは A 4 判及び A 3 判とする（A 3 判折込不可）。ファイル等による綴込みはしないこと。ステープルは使用せず、ダブルクリップ等で留めること。
- ・当市の令和 7・8 年度設計コンサルタント等競争入札参加資格審査申請にかかる受付期間は、令和 7 年 1 月 4 日（火）から令和 7 年 1 月 24 日（木）まで。

6. 審査会の実施

(1)実施日

令和 7 年 1 月 24 日（木）午後予定

実施時間、場所及びその他詳細については、企画提案者数を把握次第通知する。

(2)実施内容

提出された企画提案書類に基づき、提出者による 20 分以内のプレゼンテーション（事業計画等の説明等）と審査委員会による 15 分程度のヒアリングを行う。なお、プレゼンテーションの順番は原則として企画提案書類の提出（先着）順とする。パソコン等を使用する場合は各自で準備すること。

7. 審査及び結果通知等

(1)審査

選定に係る審査は道の駅原尻の滝見テラス再整備設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 評価基準及び選定

企画提案の評価基準、選定方法は次のとおりとする。

評価項目（配点）	評価事項
主観評価（70点）	・ 事業の理解度 ・ 企画提案書の適合性・創造性・実現性 ・ 実施方針、工程計画、動員計画の妥当性 ・ 取組意欲
客観評価（30点）	・ 事務所の業務実績、技術者等 ・ 担当技術者等の資格・経験、業務実績、体制等 ・ 参考見積金額

①主観評価

提出された企画提案書類に基づく、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、審査委員会が評価する。評価は各委員が審査した評価点を平均して算出する。

②客観評価

提出された企画提案書類の内容を踏まえ、審査委員会と事業担当課で評価事項について評価する。

(3) 選定結果

評価基準に基づく各項目の最優秀者及び次点者を選定する。最優秀者を委託候補者とし、選定後、速やかに企画提案書の提出者全員に選定結果を書面により、その旨を通知する。

(4) 失格事項等

①失格事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア. 提出書類等に虚偽の記載をした者。
- イ. 応募資格の要件を満たさない者。
- ウ. 提出期限の提出方法及び提出期限を守らない者。
- エ. 審査委員会の委員や関係者と企画提案に関する接触を行った者。
- オ. 提出書類等に盗用した疑いがあると審査委員会が認めた者。

②提出書類等

- ア. 提出後の書類等の追加、修正は認めない。
- イ. 提出された企画提案書等は返却を行わない。また、市はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとする。
- ウ. 企画提案書等に必要な費用は提出者の負担とする。
- エ. 企画提案書等の知的財産権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、当市が必要と認める場合は無償で使用することができるものとする。

8. 契約の締結

(1) 契約の締結

市は、審査会の結果、最も高い得点の提案者を委託候補者として、提案書等に記載された項目に基づき、業務内容の協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、その仕様書に基づく見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法により契約を締結することを原則とする。

最優秀者との協議が不調となった場合は、次点者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

(2) 留意事項

業務委託候補者が、契約の締結までに次に掲げる事項に該当する場合は、契約を締結しないことがある。

- ア. 正当な理由なくして契約の締結に応じないとき。
- イ. 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。
- ウ. 著しく社会的信用を損なう等により、業務受託者として相応しくないと認められるとき。

9. その他

- (1) 本プロポーザルの参加や契約の締結を辞退する場合は、辞退理由を記した辞退届(任意様式)を速やかに提出すること。
- (2) 選定に関する、異議は一切受け付けない。
- (3) 事業担当課における各手続きや問い合わせ等に対応可能な時間帯は、9時から正午まで及び13時から17時までとし、土、日曜日及び祝日は事務の取扱いを行わない。

10. 事業担当課・問い合わせ先

豊後大野市商工観光課経済振興係（豊後大野市役所4階）

住 所 〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場1200番地

電 話 0974-22-1127(直通) メール bo150020@city.bungoono.lg.jp